## 令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項 (福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

- 〇本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日 (木)とする取扱いとします。
- ○加算等の算定内容に変更がなく、「LIFEへの登録」が「1 なし」の場合、届出は必要ありません。 (届出がない場合、「LIFEへの登録」は「1 なし」とみなされます。)

提出書類	書類提出前の自主確認事項
	<ul> <li>○届出者の所在地・名称・代表者氏名が記入、押印されているか。</li> <li>○「届出者の名称・事務所の所在地、代表者の氏名・住所」欄と、「事業所の所在地、管理者の氏名・住所」欄とを逆に取り違えていないか。</li> <li>○フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号等に記入漏れがないか。</li> <li>○「実施事業」欄は、実施する項目(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)に○を付しているか。</li> <li>○「指定(許可)年月日」の記入があるか。</li> <li>○「異動等の区分」欄は、該当項目に○を付しているか。</li> <li>○「異動(予定)年月日」欄は、各月15日までに提出する場合は翌月1日と、各月16日以降に提出する場合は翌々月1日と記入されているか。</li> <li>○「介護保険事業所番号」は正しく記入されているか。</li> <li>※新規指定の場合、事業所番号は記入不要。</li> <li>○申請者が医療機関の場合、「医療機関コード」の記入があるか。</li> <li>○変更の場合、「異動項目」欄及び特記事項の「変更前」、「変更後」欄に変更内容が具体的に記入されているか。</li> </ul>
	<ul> <li>○「記入担当者氏名」欄に記名されているか。</li> <li>○「事業所番号」欄は正しく記入されているか。</li> <li>※新規指定の場合、事業所番号は記入不要。</li> <li>○「事業所名」欄に誤って法人名等が記入されていないか。</li> <li>○「記入担当者電話番号」、「異動区分」、「事業所電話番号」の各欄に記入漏れがないか。</li> <li>○「提供サービス」欄の該当サービス「17 福祉用具貸与」、「67 介護予防福祉用具貸与」に○を付しているか。</li> <li>○「適用開始年月日」欄は、体制等に関する届出書(別添届出書)の「異動(予定)年月日」欄と同じ日付が記入されているか。</li> <li>○「その他該当する体制等」欄は、各加算の該当する項目(「1.なし」、「2.あり」等)に○を付しているか。</li> </ul>

提出書類	書類提出前の自主確認事項
特別地域加算	※添付書類は不要。
中山間地域等における小規模事業所加算	【添付書類】 ・中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書(別紙2) ※新規指定事業所については、4月目以降届出が可能となる。 ※(地域に関する状況)及び(規模に関する状況)双方の 「2.該当」に○を付していない場合は、当該加算の算定不可。

【注】「特別地域加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」については、指導監査室ホームページ(https://www.pref.okayama.jp/page/571288.html)を参照。